

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
四日市市	内部地区	令和4年3月15日	令和5年3月15日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	307ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	172ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	89ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	19ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	58ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	—
(備考)	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・認定農家を含む農業者の高齢化と後継者不足により、担い手不足である。 ・畑地において、耕作放棄地が増加している。特に波木町で顕著である。 ・鳥獣被害が多い。北小松町においては、侵入防止柵が老朽化している。 ・采女町においては、ほ場や取水設備の整備がされていないところがあり、農道がせまく作業しにくい。 ・住宅地が増え、地域住民、地主の農業に対する理解・協力が薄れてきていることにより、畦畔や水路、圃場の景観など、地域資源の保全が困難になっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の農地利用は主に中心経営体が担い、集約化を進めていく。 ・担い手の農業経営に地区として協力するため、分散錯圃の解消等により地区全体としてバックアップをしていく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、2,055筆、1,069,993㎡となっている。
地区の営農方針 当プランをもとに、集落ごとの取り組みについての話し合いを継続的に実施する。
農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地の受け手・出し手とともに中間管理機構を活用していく。
ゾーニング <ul style="list-style-type: none"> ・南小松町・小古曾町・貝家町・采女町の水田においては、集約できる農地をとりまとめたうえで、担い手に集積・集約をしていく。 ・貝家町の畑地においては、新規就農の担い手に農地の集積・集約を図っていく。 ・北小松町、南小松町においては、担い手同士の換地を行い、集積・集約を図っていく。
特産化作物の生産方針 <ul style="list-style-type: none"> ・水田においては、主食用米だけでなく、飼料用米や小麦・大豆等の転作作物を拡大していく。 ・畑地においては、麦作や指定・特定産地野菜栽培の維持・拡大する。 ・現在生産が盛んである施設園芸を維持していく。
鳥獣被害防止対策の取組方針 侵入防止柵の設置の推進及び老朽化した侵入防止柵の更新により、被害を減らす取り組みを進める。
荒廃農地の利活用 市補助金等を利用し、荒廃農地の復元化に取り組む。また営農型太陽光発電での有効活用も検討していく。